

定款変更の概要

題名	地方独立行政法人山梨県立病院機構定款の一部改正
趣旨	地方独立行政法人山梨県立病院機構定款の一部改正について山梨県と総務省との協議結果について報告する。
改正の内容	<p>1. 経緯</p> <p>地方独立行政法人法（以下「法」という。）が平成29年6月29日に改正され、平成30年4月1日（一部は平成32年4月1日）から施行されることとなった。</p> <p>当機構では9月の理事会において定款変更について議決を経たが、定款変更は理事会の議決後、山梨県と総務省との事前協議、山梨県議会の議決を経て総務大臣の認可によって完了する。</p> <p>山梨県の議案審査、総務省との事前協議の中で、理事会で議決された定款変更案について一部修正箇所があったため、変更箇所について報告を行う。</p> <p>2 変更箇所</p> <p>※ 総務省協議とあるのは、総務省協議後の定款変更案 理事会とあるのは、理事会議決時の定款変更案</p> <p>(1) 監事の任期についての規定の追加（総務省協議第11条第2項） 今回の定款変更の内容が法改正に沿って記載しており、監事の任期だけ削除する理由がないため、法の記載を追加した（議案審査による変更）。</p> <p>(2) 役員の損害賠償についての規定の削除（理事会第14条） 平成32年4月1日施行であり、今後再度の法改正も予測されるため、総務省の指導により削除した。</p> <p>(3) その他文言の整理、上記変更に伴う条項ずれの整理を行った。 総務省協議第9条及び附則</p>
施行期日	平成30年4月1日から施行する。
備考	

地方独立行政法人山梨県立病院機構 定款 対照表

総務省協議・議案	理事会議決
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条-第6条) 略</p> <p>第2章 組織及び業務</p> <p>第1節 役員及び職員 (第7条-第14条)</p> <p>第2節 理事会 (第15条-第18条)</p> <p>第3節 業務の範囲及びその執行 (第19条-第21条)</p> <p>第3章 資本金等 (第22条・第23条)</p> <p>第4章 雑則 (第24条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号。以下「法」という。) に基づき、山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人山梨県立病院機構 (以下「法人」という。) と称する。</p> <p>(設立団体)</p> <p>第3条 法人の設立団体は、山梨県とする。</p> <p>(事務所の所在地)</p> <p>第4条 法人は、事務所を甲府市に置く。</p> <p>(法人の種別)</p> <p>第5条 法人は、特定地方独立行政法人とする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条-第6条)</p> <p>第2章 組織及び業務</p> <p>第1節 役員及び職員 (第7条-第15条)</p> <p>第2節 理事会 (第16条-第19条)</p> <p>第3節 業務の範囲及びその執行 (第20条-第22条)</p> <p>第3章 資本金等 (第23条・第24条)</p> <p>第4章 雑則 (第25条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号。以下「法」という。) に基づき、山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人山梨県立病院機構 (以下「法人」という。) と称する。</p> <p>(設立団体)</p> <p>第3条 法人の設立団体は、山梨県とする。</p> <p>(事務所の所在地)</p> <p>第4条 法人は、事務所を甲府市に置く。</p> <p>(法人の種別)</p> <p>第5条 法人は、特定地方独立行政法人とする。</p>

総務省協議・議案	理事会議決
<p>(公告の方法)</p> <p>第6条 法人の公告は、山梨県公報への登載又はインターネットの利用（以下「登載等」という。）により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により登載等ができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示することによってその登載等に代えることができる。</p> <p>第2章 組織及び業務</p> <p>第1節 役員及び職員 (役員)</p> <p>第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置く。</p> <p>(役員職務及び権限)</p> <p>第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>4 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、山梨県知事（以下「知事」という。）が規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならぬ。</p> <p>5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>6 監事は、法人が次に掲げる書類を知事に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。</p> <p>一 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第6条 法人の公告は、山梨県公報への登載又はインターネットの利用（以下「登載等」という。）により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により登載等ができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示することによってその登載等に代えることができる。</p> <p>第2章 組織及び業務</p> <p>第1節 役員及び職員 (役員)</p> <p>第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置く。</p> <p>(役員職務及び権限)</p> <p>第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>4 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、山梨県知事（以下「知事」という。）が規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならぬ。</p> <p>5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>6 監事は、法人が次に掲げる書類を知事に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。</p> <p>一 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務大臣が</p>

総務省協議・議案	理事会議決
<p>で定める書類</p> <p>二 その他知事が規則で定める書類</p> <p>7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。</p> <p>(監事の理事長等への報告義務)</p> <p>第9条 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をしておそれがある<u>と認めるとき、又は法、他の法令、山梨県の条例（以下「条例」という。）若しくは知事の定める規則若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実がある</u>と認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、知事に報告しなければならない。</p> <p>(役員の内命)</p> <p>第10条 理事長及び監事は、知事が任命する。</p> <p>2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。</p> <p>(役員の内命)</p> <p>第11条 理事長、副理事長及び理事の内命は四年とする。ただし、補欠の役員（監事を除く。）の内命は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 監事の任期は、<u>任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3 役員は、再任されることができる。</p> <p>(役員の内命義務)</p> <p>第12条 役員は、その業務について、法、他の法令、条例及び知事の定める規則並びにこの定款、法、他の法令又は条例に基づいてする知事の処分並びに法人が定める業務方法書その他の規程を遵守し、法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない</p>	<p>定める書類</p> <p>二 その他知事が規則で定める書類</p> <p>7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。</p> <p>(監事の理事長等への報告義務)</p> <p>第9条 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をしておそれがある<u>と認めるとき、又は法、他の法令、条例若しくは知事の定める規則若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実がある</u>と認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、知事に報告しなければならない。</p> <p>(役員の内命)</p> <p>第10条 理事長及び監事は、知事が任命する。</p> <p>2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。</p> <p>(役員の内命)</p> <p>第11条 理事長、副理事長及び理事の内命は四年とする。ただし、補欠の役員（監事を除く。）の内命は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 役員は、再任されることができる。</p> <p>(役員の内命義務)</p> <p>第12条 役員は、その業務について、法、他の法令、条例及び知事の定める規則並びにこの定款、法、他の法令又は条例に基づいてする知事の処分並びに法人が定める業務方法書その他の規程を遵守し、法人のため忠実に職務を遂行しなければならない</p>

総務省協議・議案	理事会議決
<p>ならない。</p> <p>(役員^の報告義務)</p> <p>第13条 役員(監事を除く。)は、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。</p> <p>(平成32年4月1日施行のため削除 総務省指導による)</p> <p>(職員^の任命等)</p> <p>第14条 職員は、理事長が任命する。</p> <p>2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。</p> <p>第2節 理事会</p> <p>(設置及び構成)</p> <p>第15条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。</p> <p>(招集)</p> <p>第16条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、副理事長及び理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。</p> <p>(議事)</p> <p>第17条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。</p> <p>2 議長は、理事会を主宰する。</p> <p>3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。</p> <p>5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。</p>	<p>ない。</p> <p>(役員^の報告義務)</p> <p>第13条 役員(監事を除く。)は、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。</p> <p>(役員^の損害賠償責任)</p> <p>第14条 役員は、その任務を怠ったときは、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>2 前項の責任は、知事の承認がなければ、免除することができない。</p> <p>(職員^の任命等)</p> <p>第15条 職員は、理事長が任命する。</p> <p>2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。</p> <p>第2節 理事会</p> <p>(設置及び構成)</p> <p>第16条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。</p> <p>(招集)</p> <p>第17条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、副理事長及び理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。</p> <p>(議事)</p> <p>第18条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。</p> <p>2 議長は、理事会を主宰する。</p> <p>3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。</p> <p>5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。</p>

(権限)

第18条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- (1) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 病院の診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める重要事項

第3節 業務の範囲及びその執行

(病院の設置)

第19条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

病院の名称	所在地
山梨県立中央病院	甲府市
山梨県立北病院	韭崎市

(業務の範囲)

第20条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する技術者の研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 災害時における医療救護を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の執行)

第21条 法人の業務の執行に關し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

(権限)

第19条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- (1) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 病院の診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める重要事項

第3節 業務の範囲及びその執行

(病院の設置)

第20条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

病院の名称	所在地
山梨県立中央病院	甲府市
山梨県立北病院	韭崎市

(業務の範囲)

第21条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する技術者の研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 災害時における医療救護を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の執行)

第22条 法人の業務の執行に關し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

総務省協議・議案	理事会議決
<p>第3章 資本金等 (資本金等)</p> <p>第2.2条 法人の資本金は、法第6.6条の2第1項の規定により山梨県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。</p> <p>2 法第6.6条の2第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。 (残余財産の帰属)</p> <p>第2.3条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は山梨県に帰属する。</p> <p>第4章 雑則 (委任)</p> <p>第2.4条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この定款は、法人の成立の日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 <u>この定款の変更は、平成30年4月1日から施行する。</u></p> <p>(役員任期に係る経過措置)</p> <p>2 <u>前項に規定する定款の変更の施行の日に理事長、副理事長及び理事の職に任命された者の任期については、変更後の定款第十一条第一項中「四年」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第3章 資本金等 (資本金等)</p> <p>第2.3条 法人の資本金は、法第6.6条の2第1項の規定により山梨県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。</p> <p>2 法第6.6条の2第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。 (残余財産の帰属)</p> <p>第2.4条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は山梨県に帰属する。</p> <p>第4章 雑則 (委任)</p> <p>第2.5条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この定款は、法人の成立の日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 <u>この定款は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1.4条の規定は平成32年4月1日から施行する。</u> (役員任期に係る経過措置)</p> <p>2 <u>第1.1条第1項の規定にかかわらず、平成30年4月1日に任命された理事長、副理事長及び理事の任期は2年とする。</u></p>